

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月21日に訂正し、同年2月及び3月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月21日から同年4月21日まで

昭和36年4月から47年2月までA社に勤務し、42年4月には同社B工場からC支店に転勤した。

ところが、昭和42年4月21日付けで異動したのに、社会保険庁の記録では、B工場での厚生年金保険の資格喪失日が同年2月21日となっており、この結果、厚生年金保険の加入期間に2か月の空白が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、社会保険関係記録、雇用保険の記録及び事業主の「厚生年金保険料は、同社B工場で控除していると考えられる。」との証言により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和42年4月21日にB工場からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月11日から38年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を37年6月11日に、資格喪失日に係る記録を38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から39年7月1日まで

昭和37年4月、A社B支店で勤務していたC氏の紹介で同社同支店へ就職し、その直後から39年6月まで、C氏等とともに、集金業務を行っていた。一日の仕事の流れとしては、毎朝、会社へ行き、前日に集金したお金と報告書を渡し、その後、県内で集金業務を行うというものであった。

給与から厚生年金保険料及び健康保険料等が控除されていたと記憶しているので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された資料により、申立人が、申立期間のうち昭和37年6月11日から38年7月31日までの期間において、同社に継続して勤務していること、及びD健康保険組合に加入していることが確認できる上、同社の証言により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 6 月 10 日までの期間、及び 38 年 8 月 1 日から 39 年 6 月 30 日までの期間については、申立人が、A 社 B 支店に継続して勤務していたことを確認することができないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 6 月の健康保険の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 47 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、町内会の集金により、妻の保険料と併せて納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 44 年 6 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失したこと、及び 47 年 12 月 22 日にその喪失の取り消しが行われたことが確認できることから、申立期間については、その喪失が取り消される 47 年 12 月 22 日までは未加入期間であったと考えられる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 47 年 4 月から 48 年 1 月までの保険料を過年度納付により納付していること、及びその妻についても 43 年 1 月から 48 年 1 月までの保険料を過年度納付及び特例納付により納付していることが確認できることから、申立人が、その妻の保険料と併せて申立期間の保険料を町内会の集金により納付していたとは考え難く、町内会の集金による納付は、申立期間後の 48 年 2 月から始められたと考えるのが自然である。

さらに、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、特例納付等でさかのぼって納付した形跡もみられない。

加えて、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに納

付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月から19年6月1日まで

昭和18年3月に兵役を終え、すぐにA社に入社したのに、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間についても、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年3月に兵役を終え、すぐにA社に入社したと主張しているが、軍歴証明書によると、申立人が現役兵から予備役に編入されたのは19年2月7日であり、19年1月以前の期間については、同社に勤務していたとは考えられない。

また、B社（現在は、C社）の社史によると、同社は昭和19年2月10日にA社を設立しているが、同社には申立期間当時の人事記録等が保管されていない上、申立人が名前を覚えている同僚（二人）に確認しても申立人の入社時期等は不明であり、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年6月1日である上、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は19年6月1日に同社D工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が自分よりも先にA社に入社したとする同僚に

についても、申立期間においては厚生年金保険の被保険者となっておらず、申立人と同様、昭和 19 年 6 月 1 日に B 社 D 工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。